参考資料 4

福岡市新病院整備等事業 入札説明書

平成22年5月17日

地方独立行政法人福岡市立病院機構

第1	本事業の検討経緯、基本理念	1
第2	本事業の概要	2
1.	入札公告日	2
2.	担当部局	2
3.	事業内容	3
4.	対象となる公共施設等の概要	4
第3	応募者の参加資格要件	5
1.	応募者の構成	5
2.	応募者の参加資格要件	6
第4	事業者の募集及び選定について	9
1.	事業者の募集及び選定の方法	9
2.	有識者委員会	9
3.	選定の手順及びスケジュール	10
4.	入札手続き等	10
5.	本事業の予定価格	15
6.	入札に係る提出書類の取扱い	15
第5	事業契約に関する事項	15
1.	基本協定の締結	15
2.	SPCの設立	15
3.	事業契約の締結	16
4.	保証金	16
第6	その他本事業の実施に関し必要な事項	17
1.	債務負担の設定	17
2.	対価の支払い方法	17
3.	土地の使用に関する事項	17
4.	直接協定の締結	17
第7	その他	17
1.	提案に伴う費用負担	17
2.	提案に係る言語等	18
3.	苦情の申し立て	18
4	情報提供	18

添付1 要求水準書

添付1-1 諸室リスト

添付1-2 モニタリング方法とパフォーマンスパラメーター(業務評価基準)及びそのPFI 事業費支払い等への反映について

添付1-3 PP表

添付2 落札者決定基準

添付3 基本協定書(案)

添付4 事業契約書(案)

添付5 様式集・作成要領

- 図1 所在地
- 図2 新病院建設予定地位置図
- 図3 景観等への配慮について
- 図4 埋立工事の経緯
- 図5 近隣地質調査図
- 図6 エネルギー他引込関連図

【参考資料】

参考1 こども病院年報

参考2 新病院基本計画(案)

【その他本事業の参考となる資料】

新病院基本構想

本入札説明書は、福岡市(以下「市」という。)が平成21年12月22日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき特定事業として選定した福岡市新病院整備等事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者の選定にあたり、その手順等を示したものである。

なお、福岡市の市立病院事業は、平成 22 年4月1日から地方独立行政法人福岡市立病院機構 (以下、「機構」という。)に業務が移行され、本事業についても機構が承継していくこととなったため、本事業の公告は機構が行うものである。

第1 本事業の検討経緯、基本理念

福岡市は、市立病院として、「福岡市立こども病院・感染症センター(以下、「現こども病院」という。)」及び「福岡市民病院」を運営しており、小児専門医療や地域に不足する高度医療など、市民の医療ニーズに対応した医療の提供を行ってきた。

現こども病院は、昭和55年の開院以来、小児の高度専門医療機関として、福岡県内、九州各地からも広く患者を受け入れるなど、全国の小児専門病院中でもトップクラスの医療の提供を行ってきた。しかしながら、開院後30年を迎える時期となり、老朽化や狭隘化などの問題が顕在化し、本来の医療機能にも支障を来しかねない状況になりつつあり、昨今の医師不足の中、将来にわたって優秀な医師を確保していくためにも、現こども病院の再整備は喫緊の課題となっている。

また、近年の病院事業を取り巻く医療環境の変化により、市立病院に求められる役割や市が政策的に取り組むべき医療分野も大きく変わってきており、また、市の財政状況もますます厳しさを増してきていることから、平成20年1月に、現こども病院の機能のあり方など市立病院のあり方について「福岡市病院事業運営審議会」に諮問を行った。

同審議会からの「新病院が担うべき医療機能の内容としては、小児医療、周産期医療、小児救急医療とすること」という同年6月の答申を踏まえて、7月に整備場所を決定、12月に「新病院基本構想」を策定し、小児医療の更なる充実や、新たに周産期医療に取り組み、これからの次代を担う子ども達のための病院づくりを進めていくこととしたものである。

新たなこども病院(以下、「新病院」という。)では、現こども病院がこれまで謳い続けてきた基本理念や共通概念のもとに、市が政策的に取り組むべき医療分野、即ち「小児・周産期医療」を中心とした医療機能を有した病院の整備・運営を行う。新病院では安全・安心な医療を提供するとともに、自立した健全な病院経営を行い、更に、高度で専門的な医療を効率的に提供できるような諸室の配置や動線の工夫のほか、子どもの特性に合わせた空間づくり行うことを目指している。

基本理念

「すべての子ども達やご家族の健康と明るい未来を願い、時代にふさわしい病院をめざします」

基本概念

「子ども中心の療養の場を確保し、支援を行う家族がストレスを感じない環境や医療従事者が働きやすい環境づくり」

医療運営基本方針

- ○信頼と協調によりめざす, 質 が高く安全な医療
- ○どなたにも納得いただける 安心医療
- ○主役は子ども, 大人は力強い 支援者

経営基本方針

- ○健全な経営
- ○「医療機能の充実」「患者満 足度の向上」「従事者満足度 の向上」「業績の向上」のバ ランスのとれた経営

施設基本方針

- ○急性期医療の機能性を重視
- ○患者・家族が過ごしやすく, あたたかみのある療養環境 の提供
- ○地震や将来の環境変化への 対応

なお、今回、次項に掲げる業務を事業者に長期・包括的に委託することで、事業者が自らのノウハウを最大限活用できる仕組みを導入し、建設・維持管理に係るコストの削減とサービスの質の向上が同時に図られることを期待している。その実現のためには、事業契約に定められた全ての業務を、事業者が責任と誠意を持って自ら、又は適切な企業に委託し、実施することが必要である。

また、事業者が新病院の使命を病院と共有し、直営・委託を問わず新病院において行われる医療サービス及び医療支援サービス等の諸業務に病院が専念できる施設環境をつくり、それを継続していくことを期待している。

第2 本事業の概要

1. 入札公告日

平成22年5月17日(月)

2. 担当部局

地方独立行政法人福岡市立病院機構 本部事務局 新病院整備課

住所: 〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町4-1 冷泉ハープビル3階

電話: 092-409-9003
FAX: 092-262-1235
電子メールアドレス: fcho.seibi@fcho.jp
ホームページアドレス: http://www.fcho.jp

3. 事業内容

(1) 事業名称

福岡市新病院整備等事業

- (2) 福岡市新病院整備等事業に供される公共施設等 病院施設及び附帯施設(以下「本施設」という。)
- (3) 公共施設等の管理者 地方独立行政法人福岡市立病院機構 理事長 福重淳一郎

(4) 事業実施場所

福岡県福岡市東区香椎照葉5丁目26番39

(5) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が本施設の設計及び建設を行い、機構に施設の所有権を移管した後、維持管理業務を行う方式(BTO: Build- Transfer-Operate)により実施する。

(6) 業務内容

事業者の主な業務は、以下のとおりである。より詳細な業務内容及び要求される水準については、添付1「要求水準書」を参照のこと。

- ア. 施設整備業務
 - ア) 設計業務
 - イ)建設業務
 - ウ)工事監理業務
- イ. 建築物保守管理業務
- ウ. 設備保守管理業務
- 工. 清掃・衛生管理業務
- 才. 保安警備業務
- 力. 利便施設運営業務

(7) 事業スケジュール

事業期間は、事業契約締結日(平成23年2月を予定)から平成42年3月(平成41年4月~平成42年3月までは引継期間)とし、その間のスケジュールは以下のとおりである。

ア. 事業契約の締結 平成23年2月

イ. 設計・建設・準備期間 平成23年2月 ~平成26年2月末

ウ. 開院日 平成26年3月1日

工. 維持管理期間平成26年3月1日~平成41年3月末才. 引継期間平成41年4月1日~平成42年3月末

4. 対象となる公共施設等の概要

(1) 施設の立地条件

施設の立地に関する基本的な条件は以下のとおりである。

項目	概要
(1)所在地	福岡県福岡市東区香椎照葉5丁目26番39
(2)敷地面積	約35,000㎡
(3)地域地区等	ア 用途地域:第二種住居地域 イ 防火地域:指定なし ウ 建ペい率:60% エ 容積率:300% オ 日影規制:あり カ その他:添付1「要求水準書」を参照のこと

(2) 病床規模と機能

ア. 病床規模

260床

(新病院の病床数については、現こども病院の一般病床190床に加えて特例病床として43床の増床の承認を受けている。残る27床について今後、新病院開院までの間における医療環境や小児医療、周産期医療を取り巻く状況の変化を踏まえながら、検討・協議を進めていきたいと考えている。)

イ. 診療部門構成

参考2「新病院基本計画(案)」を参照のこと。

(3) 施設規模

基本的な施設構成については以下のとおりである。施設構成、規模、設計要件等の詳細については、参考2「新病院基本計画(案)」2章 整備基本計画及び添付1「要求水準書」第2 施設整備業務を参照のこと。

設置施設	概要
(1) 病院施設	約26,000㎡ (駐車場は除く)
(2) 附帯施設	
保育所	約300㎡
ファミリーハウス(※)	敷地約2,000㎡
(3) 駐車場	450台(うち患者用は約300台とする)

※ファミリーハウスの整備は PFI 事業の対象外であるが(整備・運営主体については 別途検討中)、提案にあたっては適切な位置に約2,000㎡の敷地を確保した計 画とすること。なお、ファミリーハウスに関する土地利用計画については、添付1 「要求水準書」第2施設整備業務(1)総論を参照のこと。

(4) 計画敷地の位置図、現況図

本事業での計画敷地の位置図、現況図は、図1、2を参照のこと。

第3 応募者の参加資格要件

1. 応募者の構成

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人(以下に定義する構成員及び協力企業)で構成されるグループとする。なお、応募者を構成する法人は構成員、協力企業のいずれかとし、各法人の定義は、以下のとおりとする。

構成員	本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部をSPCから直接に受託・ 請負し、かつSPCに出資を行う法人	
協力企業	本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部をSPCから直接に受託 請負するが、SPCには出資を行わない法人	

(2) 構成員・代表企業の選定

応募者は、参加資格確認申請書類の提出時に、構成員を明示するものとする。

また、構成員の中で応募手続きを行い、機構との対応窓口となる1法人(以下「代表企業」という。)についても明らかにしなければならない。

(3) 代表企業の責任

代表企業は、各業務で求められている役割及び機能を提供するにあたって、本事業全体についての総合的な調整能力を有する者を統括責任者として、事業契約締結後速やかに任命、配置すること。統括責任者の常勤は義務づけないが、非常勤の場合は、常勤する業務従事者を統括責任者代行として任命するとともに、非常時等には統括責任者へ即時連絡が取れる体制をとること。

また、代表企業は提案責任者として初期の業務遂行体制の構築を支援するだけでなく、契約期間中を通して確実な業務遂行体制を維持する責任を持つこととする。

なお、統括責任者は、やむを得ないと機構が認めた場合を除き、少なくとも開院後1年間は変更がないようにすること。なお、統括責任者が一部の業務についての業務責任者を兼務することは、当初に提案を行った場合でかつ業務の適切な実施に支障がないと機構が認めた場合のみ認められる。さらに統括責任者の変更は、業務に支障がない範囲で行うことを原則とし、かつ、一定の引継ぎ期間を設けるなど工夫をすること。

(4) 構成員・協力企業の名称の明示

設計業務、建設業務、工事監理業務を行う構成員・協力企業は、参加資格確認申請書類においてその名称を明らかにしなければならない。

また、建築物保守管理業務、設備保守管理業務、清掃・衛生管理業務、保安警備業務についても、提案書において、それを行う主たる企業名を明記すること。

(5) 複数業務の実施

応募者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100 分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

(6) 複数応募の禁止

設計業務・建設業務・工事監理業務(以下「特定業務」という。)を担当する企業と資本 面若しくは人事面において密接な関係のある者は、他の応募者の構成員又は協力企業になる ことはできない。

応募者の代表企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者は、他の応募者の 構成員又は協力企業になることはできない。

ただし、応募者の積極的な参加を促す観点から、前2段の条件に抵触しない限り、応募者の協力企業が、他の応募者の協力企業を兼ねることは可能とする。

(7) 応募者の変更及び追加

応募者の構成員及び参加資格確認申請書類において、明示が義務付けられている者の変更及び追加は、2(2)工の場合又は特別の事情がありやむを得ないと機構が認めた場合を除き、原則として認めない。

2. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認書類の提出期間の最終日(以下「参加資格確認基準日」という。)に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ア. 地方独立行政法人福岡市立病院機構契約規程第2条の規定に該当しない者であること。
- イ. 公告日から落札者決定日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競

争入札参加停止の措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。

- ウ. 破産法(大正11年法律第71号)に基づき破産手続き開始の申立がなされていない 者であること。
- 工. 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立がなされて いない者であること。
- オ. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされて いない者であること。
- 力. 会社法(平成18年法律第66号)に基づき会社の特別清算の申立がなされていない 者であること。
- キ. 最近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、福岡市税を滞納していない者であること。
- ク. 機構が本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者(以下、「アドバイザー」 という。)又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者ではないこ と。
 - ・プライスウォーターハウスクーパース株式会社
 - ・株式会社システム環境研究所
 - ・株式会社梓設計
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ケ. 有識者委員会の委員若しくは委員が属する企業と資本面若しくは人事面において関連がある者ではないこと。

(2) 個別参加資格要件

以下ア、からウ、の業務を担当する企業は、それぞれの項に記載した条件を満たしていること。

なお、平成21・22年度「福岡市競争入札有資格者名簿」に登載されていない者は、競争入札参加資格審査申請を財政局財政部契約課に申請を行えば当該審査を行う。

ア. 設計業務

- ア) 平成21・22年度「福岡市競争入札有資格者名簿(委託:建築設計)」に登載されていること。
- イ) 建築士法(昭和25 年法律第202号)第23 条第1 項の規定により、一級 建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ウ) 一般病床 200 床以上かつ 3 室以上の手術室を有する病院及び免震構造の建物 (病院建物に限らない)の設計業務を主契約者として受注した実績を有してお り、かつそれらは平成12年4月1日から参加資格確認基準日までの間に受注 し、設計が完了し、着工していること。

エ) なお、その受託実績が共同企業体案件の場合は、その実績は当該共同企業体の 構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

イ. 建設業務

- ア) 平成21・22年度「福岡市競争入札有資格者名簿(工事:建築)」に登載されており、建築A等級の格付の認定を受けているか、又は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,090点以上であること(福岡市競争入札有資格者名簿に建築で登載された者は除く。)。
- イ) 建設業法(昭和24 年法律第100号)第3条第1項に基づく特定建設業の 許可を受けていること。
- ウ) 一般病床 200 床以上かつ 3 室以上の手術室を有する病院及び免震構造の建物 (病院建物に限らない)を施工した実績を有しており、かつそれらは平成 1 2 年4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完成していること。
- エ) なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、その実績は当該共同企業体の 構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

ウ. 工事監理業務

- ア) 平成21・22年度「福岡市競争入札有資格者名簿(委託:建築設計)」に登載されていること。
- イ) 建築士法(昭和25 年法律第202 号) 第23 条第1 項の規定により、一級 建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ウ) 一般病床 200 床以上かつ 3 室以上の手術室を有する病院及び免震構造の建物 (病院建物に限らない)の工事監理業務を主契約者として受注した実績を有し ており、かつそれらは平成12年4月1日から参加資格確認基準日までの間に 完成していること。

工. 参加資格の喪失

応募者が、参加資格確認通知日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。 ただし、以下の場合は引き続き有効とする。

なお、落札者決定から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合についても、参加資格を取り消すことはあり得る。

ア) 参加資格確認通知日から提案提出日の前日までに参加資格を喪失した場合 応募者の構成員又は資格審査確認申請書類に名前を明記した協力企業(以下「応募法人」という。)のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人(以下、「残存法人」という。)のみ又は参加資格を喪失した法人(以下「喪失法人」という。)と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員または協力企業として加えたうえで、応募者の再編成を提案提出日の前日までに機構に申請し、機構が認めた場合。但し、残存法人のみで応募者の再編成を機構に申請する場合、当該残存法人のみで本実施方針に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要である。なお、当該申請では、

喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業 であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

イ) 提案提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合 ア)と同様とする。但し、応募法人の内、代表企業が参加資格要件を喪失した 場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

(3) その他の留意事項

応募者の構成員及び協力企業は、落札者の決定までに、本入札を有利に進めることを目的 として、アドバイザーに対し、提案作成に関して協力要請をするなどの働きかけを行っては ならない。

第4 事業者の募集及び選定について

1. 事業者の募集及び選定の方法

本事業は、施設整備、維持管理段階の各業務において、事業者の幅広い能力・ノウハウを活用した効率的・効果的なサービスの提供を求めるものである。このため、金額だけではなく、 提案の優劣・具体性・実現性、業務を統括管理する能力、諸業務を実行する能力等を総合的に 評価することにより、事業者を選定する。

本事業は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)」が適用されるWTO政府調達協定の対象事業を承継するものであることから総合評価一般競争入札方式を採用する。

2. 有識者委員会

機構は、学識経験者等で構成する有識者委員会を設置し、提案審査を行うものとする。有識者委員会の構成は以下のとおりである。

委員長	四内 弘隆	一橋大字大字院椅字研究科教授
副委員長	佐藤 優	九州大学大学院芸術工学研究院教授
	尾首 睦美	福岡大学医学部看護学科教授
	中山 茂樹	千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学教授
	舟谷 文男	社会福祉法人恩賜財団済生会八幡総合病院 地域・在宅医療支援センター長
	細谷 亮太	聖路加国際病院副院長兼小児総合医療センター長 聖路加看護大学臨床教授
	福重 淳一郎	福岡市立こども病院・感染症センター 院長

なお、応募者の構成員及び協力企業が、落札者の決定までに、有識者委員会の委員に対し、 本事業に関連して一切の接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

3. 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順、及びスケジュールは以下のとおりとする。

日程	内 容
平成22年5月17日(月)	入札公告
平成22年5月24日(月)~5月28日(金)	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
平成22年6月11日(金)	入札説明書等に関する質問の回答(第1回)
平成22年6月15日(火)~8月31日(火)	参加資格確認申請書類の提出受付(随時受付) ※ 参加資格確認通知は、参加資格確認受付後5 営業日以内に行う ※ なお、参加資格確認通知後5営業日以内に追 加資料の開示を行う
平成22年7月~10月13日(水)	提案に係る官民対話の実施 ※ 応募者ごとに最大3回の対話を行う。対話の日程については、応募者との協議のうえ決定する。 (例)6月30日までに参加資格確認通知をした場合、7月中に1回、8月中に1回、9月中に1回の対話を行う。
平成22年7月12日(月)~7月16日(金)	入札説明書等に関する質問の受付(第2回)
平成22年7月30日(金)	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)
平成22年8月23日(月)~8月27日(金)	入札説明書等に関する質問の受付(第3回)
平成22年9月10日(金)	入札説明書等に関する質問の回答(第3回)
平成22年10月18日(月)~10月20日(水)	提案書の受付
平成22年12月22日(水)	落札者の決定
平成22年12月下旬	基本協定の締結
平成23年2月下旬	事業契約の締結

4. 入札手続き等

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

(1) 入札説明書等の構成

本入札説明書に併せて公表する以下の資料は、本入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

添付1 要求水準書

添付1-1 諸室リスト

添付1-2 モニタリング方法とパフォーマンスパラメーター(業務評価基準)及びその PFI事業費支払い等への反映について

添付1-3 PP表

添付2 落札者決定基準

添付3 基本協定書(案)

添付4 事業契約書(案)

添付5 様式集・記載要領

入札説明書等は、応募者が入札書類を作成する前提条件であり、事業契約締結時に契約関係当事者を拘束する要件となるものである。

また、入札説明書等に対する質問・回答及び入札公告以降に機構が本事業の入札に係り公表若しくは配布する一切の資料も、特段の定めがない限り、入札説明書等の一部を構成するものであり、同等の効力を有するものとする。

なお、以下の既公表資料も、入札説明書等の一部を構成するものとする。ただし、入札公告以降に公表した資料と既公表資料に相違がある場合には、入札公告以降に公表した資料の内容が優先するものとする。

平成21年10月28日公表「旧実施方針(H21.3.26公表)に対するQ&A」

平成21年12月18日公表「実施方針等に関する質問・回答」

平成22年3月1日公表「入札説明書等に関する質問・回答(第1回)」

(2) 入札説明書等及び参考資料の公表

機構は、(1)で示した入札説明書等及び参考資料を、以下のとおり公表する。

ア. 公表方法: 機構ホームページにて公表

イ. 公表日 : 平成22年5月17日(月)

なお、参考資料のうちこども病院年報は、希望者に無償で配布を行う。希望する者は、様式1-3「資料配布申込書」に記入の上、8月31日までに担当部局に提出すること。

(3) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会は行わない。ただし、今回見直しを行った入札説明書等に関する説明資料を機構のホームページにおいて公表する。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付、質問等への回答の公表

機構は、以下のとおり、入札説明書等について質問を受け付け、質問に対する回答を公表する。質問回答は以下の日程で3回行う。

ア. 受付期間

第1回: 平成22年5月24日(月)~5月28日(金)17:00まで

第2回: 平成22年7月12日(月)~7月16日(金)17:00まで

第3回: 平成22年8月23日(月)~8月27日(金)17:00まで

イ. 提出方法

電子メールの添付ファイルにて送付

ウ. 提出書類

様式1-1「入札説明書等に関する質問書 提出届」 様式1-2「入札説明書等に関する質問書」

工. 入札説明書等に関する質問の取扱い

入札説明書に関する質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると機構が認めるものを除き、以下の日までに機構のホームページにおいて公表する。ただし、質問者名は公表しない。また、入札説明書等の内容を明確にするため、機構が補足して質問・回答を加えることがある。

第1回:平成22年6月11日(金) 第2回:平成22年7月30日(金) 第3回:平成22年9月10日(金)

(5) 資格審査

ア. 参加資格確認申請の受付

本事業の応募者に第3応募者の参加資格要件に掲げる参加資格要件があることを確認するため、機構は、以下のとおり参加資格確認申請書類及び資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、受付は「ア)提出期間」において随時、受付を行うものとする。

ア) 提出期間

平成22年6月15日(火)~8月31日(火)17:00必着

受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00 (平日のみ)

イ)提出場所

担当部局

ウ)提出方法

持参、郵送又は託送(郵送及び託送の場合は配達記録が残るものに限る。) すること。

工) 提出書類

「様式集・記載要領」に示す「参加資格確認申請書類」様式一式 1部

イ. 参加資格確認通知の発送・公表

資格審査の結果は、参加資格確認受付後5営業日以内に、参加資格があると認められた者に対して受付コードを記載した参加資格確認通知の送付により通知する。

なお、公表は落札者の決定後に行うものとする。

ウ. 欠格とされた者に対する理由の説明

資格審査の結果、欠格とされた者は、機構に対して欠格とされた理由について、説明を求めることができる。機構は、以下の要領で説明を求められたとき、説明を求めた者に対し書面により回答する。

ア) 受付期間

参加資格結果通知受領後、30日後の17:00まで

イ) 受付場所

担当部局

ウ)提出方法

電子メールの添付ファイルにて送付(様式は任意)

(6) 参加資格確認された応募者との守秘義務誓約書の提出と追加資料の開示

機構は、資格審査を経て参加資格があると認められた者(以下、「資格審査通過者」という。)に対し、追加資料の開示を行う。現時点で予定する追加資料は、以下のとおりである。

- ・ 運用フロー
- 大型医療機器等調達リスト
- ・ 医療機器現有品リスト
- ・ 家具・什器備品等調達リスト
- ・ 厨房機器リスト
- ・ 防災マニュアル
- 院内感染対策マニュアル
- 見舞客の受付基準・受入時間
- エネルギー使用量データ
- · 消耗品購入実績
- 廃棄物関係
- 環境測定
- ・避難・保安・防災訓練等の実施内容(実施方法・回数・参加者)
- ・患者の声
- 内視鏡検査の種類別実績
- 現病院の安全管理指針
- RI 検査に使用する核種と使用量
- 洗濯物の実績数(現病院の処理数)
- 対話方法

(7) 提案に係る対話の実施

本事業において、応募者が求められている提案は、事業計画、施設計画、維持管理計画と幅広く、これらの作成に要する応募者の労力及びコストは多大なものである。また、契約以降の業務を円滑に進めるためには予め明確にしておくべき事項も多いと認識している。

機構は以下のとおり応募者と対話を行い、機構側と応募者側が事業の要件についての理解を共有し、双方が納得の出来る提案の実現を目指す。なお、第1回個別対話時に病院見学会を併せて行うことを予定している。

・応募者ごとに最大3回の対話を行う。対話の日程については、応募者との協議のうえ 決定する。

(例)6月30日までに参加資格確認通知をした場合:

7月中に1回、8月中に1回、9月中に1回の対話を行う。

具体的な方法は資格審査通過者に対して通知する。なお、対話の内容は書面にて記録を行い、入札説明書等の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。

(8) 提案審查

ア. 提案書の受付

ア) 提出期間

平成22年10月18日(月)~10月20日(水)17:00必着

イ)提出場所

担当部局

ウ) 提出方法

持参、郵送又は託送(郵送及び託送の場合は配達記録が残るものに限る。)すること。

工) 提出書類

「様式集・記載要領」に示す「入札書等」様式一式 1部 「様式集・記載要領」に示す「提案書」様式一式 30部

(以下、上記をまとめて「入札提案書類」という。)

イ. 提案審査

提案審査は、添付2「落札者決定基準」のとおり、基礎審査及び加点審査により行う。 提案書の審査にあたっては、全応募者に対して個別ヒアリングを行うことを予定している。

ウ. 選定結果の通知・公表

審査及び選定の結果については、落札者の決定後速やかに応募者に通知するとともに 公表する。なお、機構は事業者の募集、審査及び落札者の決定において、応募者がいな い等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(9) 入札の辞退

資格審査通過者は、提案書の受付まで随時入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、様式2-12「入札辞退届」を担当部局に提出すること。

5. 本事業の予定価格

本事業の予定価格は、16,579,000,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。消費税及び地方消費税を加えた額は、17,394,404,000円を超えないこと。なお、算定根拠は公表しない。

6. 入札に係る提出書類の取扱い

(1) 著作権、特許権等

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要な場合、その他機構が必要と認めるときには、機構は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとし、応募者はこれに同意するものとする。特許権等提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、すべて当該提案を行った応募者が負うものとする。

(2) 入札提案書類の変更等の禁止

入札提案書類の変更、差し替え又は再提出は原則認めない。

第5 事業契約に関する事項

1. 基本協定の締結

機構と落札者は、入札説明書等及び提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

2. SPCの設立

落札者は、その構成員からの出資により、事業契約締結までに「会社法」(平成17年法第86号)に定める株式会社として特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立し、落札者の構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、

発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。なお、SPCは福岡市内に設立するものとする。

SPCはその資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

構成員は、事業契約が終了するまで、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3. 事業契約の締結

機構と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者の設立したSPCと事業契約を締結する。

4. 保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、次のとおりとする。

- ・本契約の締結日から開院準備期間開始日:施設整備費元本額に100分の105を乗じた金額の100分の10以上の金額
- ・開院準備期間及び維持管理期間:5千万円以上の金額
- ・引継期間:5千万円以上の金額

但し、以下の条件を充足する場合免除する。

ア. 本契約の締結日から開院準備期間開始日

事業者が、施設整備費元本額に100分の105を乗じた金額の100分の10以上の金額について、機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結するか、事業契約書に規定する違約金の支払いを担保するため、違約金担保措置を講じること。

イ. 開院準備期間及び維持管理期間

事業者が、5千万円以上の保険金額にて、機構を被保険者とする履行保証保険 契約を締結するか、事業契約書に規定する違約金の支払いを担保するため、違約 金担保措置を講じること。

ウ. 引継期間

事業者が、5千万円以上の保険金額にて、機構を被保険者とする履行保証保険 契約を締結するか、事業契約書に規定する違約金の支払いを担保するため、違約 金担保措置を講じること。 なお、違約金担保措置とは、ア. にあっては施設整備費元本額に100分の105を乗じた金額の100分の10以上の金額、イ. にあっては5千万円以上、ウ. にあっては5千万円以上を、各被保証債権額とした、次のいずれかの保証をいうものとする。

- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項 に規定する保証事業会社の保証。
- ・ 銀行、保険会社その他の金融機関(以下「銀行等」という。)の保証。ただし、保証を差し入れる銀行等は、当該保証差入時点において、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年1月30日大蔵省令第5号)第1条第13号の2に規定する指定格付機関の少なくとも一つより、最上位から6番目以内に位置する長期債に関する格付を取得していることを要する。

第6 その他本事業の実施に関し必要な事項

1. 債務負担について

新病院整備等事業の債務負担については、機構の中期計画において「中期目標の期間を超える債務負担」として規定し、市の認可を受けている。なお、これは平成21年9月福岡市議会 定例会にて可決された債務負担設定の趣旨を引き継ぐものである。

2. 対価の支払い方法

機構が事業者に対して支払うサービス対価は、添付4「事業契約書(案)」別紙11を参照のこと。

3. 土地の使用に関する事項

事業者は、計画敷地内の土地について、本事業の整備・運営に必要な範囲において、事業契約締結から施設引渡し日まで、無償で使用することができる。

4. 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、機構と融資予定者は、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定(ダイレクト・アグリーメント)を締結する。

第7 その他

1. 提案に伴う費用負担

提案に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

2. 提案に係る言語等

本事業の入札手続きに係る提案書類、質疑、審査等において、用いる言語は日本語、通貨は円、単位はメートル法による。本説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

3. 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」(平成8年8月8日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第1号)の例により、担当部局に対して苦情を申し立てることができる。

4. 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、機構のホームページにて行う。